

精華町公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための 使用手続に関するガイドライン

1. 策定趣旨

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」（以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」（以下「部落差別解消推進法」という。）の人権に係わるいわゆる「人権三法」の趣旨を踏まえ、本町では「精華町第2次人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権意識の高揚を図っているところである。

しかし近年、各地でヘイトスピーチが多発しているという現状があり、このように人を排斥し、誹謗中傷する差別言動は、本町において培ってきた人権意識の高揚に向けた取組みに逆行する差別を助長する行為であり、また、ヘイトスピーチ解消法第4条においても地方公共団体の責務として「当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」と定められており、本町の公の施設等の利用を容認できないところではあるが、憲法第21条や地方自治法第244条第2項の規定に基づき慎重に対応を行う必要がある。

これらのことを踏まえ、町の公の施設を管理する者（施設管理者）が、各施設の設置及び管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について、解釈・運用する際に拠るべき基準として、このガイドラインを策定するものである。

2. 対象施設

地方自治法第244条第1項の規定による「公の施設」であり、町の設置・管理条例等で定めるもの及びこれに準じる施設（指定管理制度を導入したもの及び目的外使用許可等により使用させるものを含む。）を対象とする。

3. 「不当な差別的言動」の定義

(1) このガイドラインにおける「不当な差別的言動」とは、ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とする。

※ヘイトスピーチ解消法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(2) 個別具体の言動がヘイトスピーチ解消法に基づく「不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断に当たっては、法務省人権擁護局内「ヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム」が作成した下記具体例を参考とする。

① 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨の告知

・ 害悪の告知を内容とする脅迫的言動

《具体例》

「〇〇人は殺せ」、「〇〇人を海に投げ入れろ」、「〇〇人の女をレイプしろ」など

② 本邦外出身者を著しく侮蔑するもの

・ 本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいもの

《具体例》

特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える言動など

③ 「地域社会から排除することを扇動する」言動

・ 本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおりたてる言動

《具体例》

「〇〇人はこの町から出て行け」、「〇〇人は祖国に帰れ」、「〇〇人は強制送還すべき」など

4. 使用制限の要件

表現の自由や集会の自由を尊重し、恣意的な運用とならないよう、また、正当な表現行為を萎縮させることがないよう、次のいずれかに該当する場合を、不承認又は不許可とする。

(1) 「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合。

(2) 「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことから、紛争の恐れがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実を照らし、具体的に予測され、警察の警備等によっても混乱が防止できないことが見込まれるなど、特別な事情がある場合。

5. 各施設における不承認等の具体的適用

4の使用制限の要件に該当する場合に、各施設の設置・管理条例等（目的外使用許可に係る手続を含む。）における使用制限規定を解釈して使用を不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消す運用を行う際の考え方は次のとおりとする。

(1) 「公序良俗」に関する使用制限規定の適用

人権三法や公の施設の使用を不許可とすることを必要かつ合理的なものとした最高裁判所の判決（第三小法廷平成7年3月7日）を踏まえ、公の秩序又は善良な風俗を害するものと解釈し、当該規定を適用して不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消すことができるものとする。

(2) 「管理・運営上の支障」に関する使用制限規定の適用

人権三法や紛争のおそれがあることを理由に公の施設の利用を拒むことができるのは、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情があ

る場合に限られるとした最高裁判所の判決（第二小法廷平成8年3月15日）を踏まえ、公の施設等の管理・運営に支障があるものと解釈し、当該規定を適用して不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消すことができるものとする。

6. 使用制限の実施

(1) 不承認等

施設管理者（指定管理者を含む。（2）及び（3）において同じ。）は、所管施設の使用申請において、使用制限の要件に該当すると判断したときは、所属長及び人権啓発課長へ報告するとともに、精華町人権教育・啓発推進計画推進本部において意見を聴取した上で、不承認又は不許可とすることができる。

- ① 公の施設を使用して行われる集会等において、このガイドラインによる「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測されるか否か。
- ② 「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測されるか否か。また、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情の確認。

(2) 承認等の取消し

施設管理者は、所管施設の使用の承認又は許可を決定した後に、4の使用制限の要件に該当すると判断したときは、所属長及び人権啓発課長へ報告するとともに、精華町行政手続条例にのっとり聴聞の手続きを執り、その内容とともに精華町人権教育・啓発推進計画推進本部において意見を聴取した上で、承認又は許可を取り消すことができる。

(3) 条件付きの承認等

施設管理者は、使用制限の要件に該当することが、具体的に明らかとまでは言えない場合には、次の条件を付けたうえで承認又は許可することができる。

- ① このガイドラインによる「不当な差別的言動」を行わないこと
- ② ①の条件に違反することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、承認又は許可を取り消すことがあること

なお、条件に反し、不当な差別的言動を行った場合は、本来、取消事由に当たることにより、使用の中止を申し入れるほか、以後の町施設の使用に際し、「客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合」に該当するものとして取扱うものとする。